

## 鋸南町公共工事に関する前金払及び中間前金払実施要領

令和4年3月7日制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、鋸南町が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）に要する経費の前金払及び中間前金払の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、保証事業法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と同条第5項に規定する保証契約を締結した公共工事で、契約金額が500万円を超えるものとする。

2 継続費及び債務負担行為に係る事業（以下「継続事業」という。）については、前項中「契約金額」とあるのは「各会計年度の出来形予定額」と読み替えるものとする。

### (前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、次の各号に定める範囲とする。

(1) 建設工事については、契約金額の10分の4以内とする。

(2) 建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造については、契約金額の10分の3以内とする。

2 前項の規定により算定した前金払の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (前金払の公表)

第4条 前金払の有無は、入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼書等により公表するものとする。

### (中間前金払の対象)

第5条 中間前金払の対象となる公共工事は、第3条第1項第1号の規定による前金払の支払を受けた建設工事であって、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上に相当するものであること。
- 2 当該工事が継続事業である場合は、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「契約金額の2分の1」とあるのは、「前会計年度までの出来高予定額に当該年度の出来高予定額の2分の1を加えた額」と読み替えるものとする。

(中間前金払の割合)

- 第6条 中間前金払の割合は、契約金額に対して10分の2以内とする。ただし、前金払及び中間前金払の合計金額は、契約金額の10分の6を超えることができない。
- 2 前項の規定により算定した前金払の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

- 第7条 中間前金払及び部分払の対象となる工事において、中間前金払が行われた場合は部分払（継続事業にあつては当該会計年度末における部分払いを除く。）は行わないものとし、部分払が行われた場合は中間前金払を行わないものとする。

(中間前金払に係る認定)

- 第8条 受注者が中間前金払を請求しようとするときは、第5条に規定する要件に該当するか認定を受けるため、町に中間前金払認定請求書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 2 中間前金払を認定する場合は、中間前金払認定調書（別記第2号様式）を作成し受注者へ交付するものとし、認定しない場合は受注者にその旨を通知するものとする。

(保証契約の締結)

- 第9条 受注者が前金払又は中間前金払を請求するときは、保証事業会社と当該公共工事の工期又は履行期間を保証期間とする保証事業法第2条第5項に定める保証契約を締結しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該建設工事が継続事業である場合は、当該会計

年度の契約期間を保証期間とするものとし、前会計年度末における契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の保証を延長しなければならない。

#### (前払金及び中間前払金の請求)

第10条 受注者が前払金又は中間前払金を請求するときは、前払金・中間前払金請求書(別記第3号様式)を提出しなければならない。この場合において、当該請求の金額は、前条により締結した保証契約に係る保証金額の範囲内とする。

- 2 受注者が前項に基づき請求するときは、前条の規定に基づき締結した保証証書を提出しなければならない。
- 3 継続事業については、前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求をすることができない。

#### (前払金額の増減)

第11条 契約金額が著しく増額された場合は、その増額後の契約金額に第3条に規定する割合を乗じて得た額から支払済みの前払金額を控除して得た額に相当する額の範囲内で前払金を増額することができる。

- 2 第9条から前条までの規定は、前項の前払金に準用する。
- 3 契約金額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金額が、建設工事にあつては減額後の契約金額の10分の5、建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては減額後の契約金額が10分の4を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金額の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

#### (中間前払金額の増減)

第12条 契約金額が著しく増額された場合は、その増額後の契約金額に第6条に規定する割合を乗じて得た額から支払済みの中間前払金額を控除して得た額に相当する額の範囲内で中間前払金を増額することができる。

- 2 第8条から第10条までの規定は、前項の中間前払金に準用する。
- 3 契約金額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金額と中間前払金額の合計が変更後の契約金額の10分の6を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金額の使用状況からみ

て著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

附 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
(鋸南町公共工事に要する経費の前金払取扱要領の廃止)
- 2 鋸南町公共工事に要する経費の前金払取扱要領（平成25年12月1日鋸南町告示第51号）は、廃止する。